

議会活性化推進会議における質問(調査依頼事項)

整理番号	協議事項		質問事項	回答頁
1	2	議員任期開始日の見直しによる事務の合理化 (協議事項に関する資料集18頁～)		任期開始日を5月1日にした場合の年金の取扱について
2	3	正副委員長及び監査委員の就任期間・権限・待遇等の見直し (協議事項に関する資料集22頁～)		監査委員の報酬をまとめた一覧表
3	4	区長の議会出席の在り方の見直し (協議事項に関する資料集24頁～)		他の政令市において、必要に応じて区長が出席した際の議事録の写し
4				他の政令市において、本会議に出席している区長の答弁の有無の整理
5	6	議会棟の在り方の見直し (協議事項に関する資料集29頁～)		議会棟と行政棟が併設している場合で、同じフロアで分離がなされている都市、または議会機能をワンフロア化している都市の内訳
6	7	附属機関・任意団体の委員就任の見直し (協議事項に関する資料集35頁～)		新潟市において、「社会福祉協議会」は法律に基づく「審議会」か否か
7				川崎市において、要綱を定めて委員就任を絞り込んだ理由
8	12	交渉会派・非交渉会派の在り方の見直し (協議事項に関する資料集39頁～)		交渉会派と非交渉会派の違いの一覧表
9	13	議決事件の拡大 (協議事項に関する資料集41頁～)		資料集42頁の表の脚注の意味(横浜市の基本計画等の議決事例について)
10				出資団体の3億円以上の契約に関する条例の制定に関する資料

協議事項2 「議員任期開始の見直しによる事務の合理化」

協議事項2 「議員任期開始の見直しによる事務の合理化」

議員任期開始日を5月1日に改めた場合の変化について

	現 行	変 更 後
任 期	平成19年5月2日から23年5月1日まで	平成19年5月2日から23年4月30日まで ↓ 平成23年5月1日から27年4月30日まで
議 員 報 酬	(平成23年5月分) ・再選議員に1か月分の報酬を支給 ・新人議員に5月2日から31日まで(30日分)の報酬を日割支給 ・退職議員に5月1日分(1日分)の報酬を日割支給 【新人・退職議員に対する日割計算・支給に係る事務が発生】	(平成23年5月分) ・全議員(再選・新人議員)に1か月分の報酬を支給(総支給額は変更なし)
議 員 年 金	掛金・市負担金 (平成23年5月分) ・再選・新人・退職議員について 各議員が掛金99,200円を負担し、市が102,300円(1人当たり)をこれまで を負担している。 【退職議員に係る5月分の掛金及び負担金が発生】	(平成23年5月分) ・再選・新人議員について 各議員が掛金99,200円を負担し、市が102,300円(1人当たり)をこれまで と同様に負担することになる(退職議員を除く。) 【退職議員に係る5月分の掛金及び負担金が発生】
退 職 年 金	退職年金・退職一時金 (平成23年5月1日をもって) ・1期で退職 → 在職期間4年 → 退職一時金 ・2期で退職 → 在職期間8年 → 退職一時金 ・3期で退職 → 在職期間12年1月 → 退職年金 ↓	(平成23年4月30日をもって) ・1期で退職 → 在職期間3年11月 → 退職一時金 [48,608円減額] ・2期で退職 → 在職期間7年11月 → 退職一時金 [56,544円減額] ・3期で退職 → 在職期間12年 → 退職年金 ↓ ※在職期間について 一時金：議員就職日の属する月の翌月から退職日の属する月までの年月数 ※就職日が月の初日の場合は当該月から 年 金：議員就職日の属する月から退職日の属する月までの年月数

※議員年金欄の金額は、平成20年度の掛金及び算定式に基づいて算出したもの。

協議事項 3 「正副委員長及び監査委員の就任期間・権限・待遇等の見直し」

監査委員の報酬について

1. 根拠条例

福岡市特別職職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする

〔別表抜粋〕

監査委員	月額	500,000 円
職見を有する者のうちから選任された者	月額	500,000 円
議員のうちから選任された者	月額	90,000 円

2. 報酬額の経緯

特別職報酬等審議会で、議会の議員の報酬の額、市長・副市長の給料の額について審議を行い、それに伴って、監査委員についても他の特別職などの報酬との均衡を図るため見直しを行った。その後、平成6年第1回定例会に議案第64号「福岡市特別職職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」が提出され、議決を経て、平成6年4月1日より監査委員の報酬の額は8万円から現行9万円へ変更された。

協議事項4 「区長の議会出席の在り方の見直し」

区長の答弁の例

○仙台市議会平成19年第4回定例会（本会議：平成19年12月11日）

○十四番（岡部恒司）議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。まず、市たばこ税について伺います。

～略～

次に、普通建設事業費の減少について伺います。

～略～

次に、区役所の市民サービスの向上について伺います。

～略～

そこで、窓口サービスアンケートとは別の視点から、区役所の窓口サービスの課題について伺いたいと思いますが、五区役所を代表して青葉区長に伺います。

本庁や区役所では、さまざまな広聴相談の方法を設けていると思いますが、その中で、今年度に区役所の窓口サービスについて寄せられた苦情というのは何件程度あるのか。その中で、区長として耳が痛いといいますか、確かに改善の必要があると感じたもののトップスリーをお示しください。……略

次に、宮城球場周辺整備について伺います。

～略～

御清聴まことにありがとうございました。（拍手）

○青葉区長（池田規子）私からは、区役所の市民サービス向上についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、苦情件数でございますが、本年度十一月末までに青葉区に寄せられた御意見等約六百件のうち、窓口対応について寄せられた苦情は、約五十件でございます。その中でも特に改善していかなければならないと感じているものとして、まず説明不足、次に言葉遣い、そして接遇態度でございます。これら三点を含め青葉区の窓口サービスの課題としては、何よりも市民の立場に立った対応と職員のコミュニケーション能力が重要なことと考えております。……略

○浜松市議会平成20年第1回定例会（本会議：平成20年3月7日）

◆ 48番（遠藤隆久） それでは、改革はままつを代表して、さきに御通告申し上げました諸点について、鈴木康友市長、教育長並びに関係区長に質問いたします。

～略～

質問の第1は、定員適正化計画についてであります。市の普通会計の約20%と投資的経費に次いで多くの割合を占める人件費を縮減することは、財政再建のため必須の条件であります。そこで、次の3点についてお伺いいたします。

～略～

質問の第2は、区のあり方についてであります。

～略～

このような現状を踏まえて、以下5点について、市長と関係区長にお伺いいたします。

1点目は、区とは何ぞやということであります。

～略～

2点目は、制度上の課題としての区制の見直しと、区に対する市民意識をどうするかを市長にお伺いいたします。

～略～

3点目は、区ビジョンについてであります。

～略～

4点目は、偏在する行政機能についてであります。

～略～

5点目は、区長の区に対する思いと課題についてであります。～略～ 区責任者としての区長の区への思いと課題、また区の戦略計画に盛り込むべきと考える諸点について、関係区長にお伺いいたします。この質問は、7区全部の区長にお願いしたいところですが、時間の関係もありますので、それぞれの特性の中から、順次お伺いしたいと思います。

一つ目は、旧浜松市を分割した区として、本市の中心街を抱え、福祉などの各区の事業を統括する位置づけからの考えを中区の区長にお伺いいたします。二つ目は、旧浜松市を分割した区で、郊外部に位置し、開発は進展するものの、区の特性が見つけにくいという位置づけからの考えを東区の区長にお伺いいたします。三つ目は、旧浜松市の一一部と旧町を合わせて区となったという位置づけからの考えを北区の区長にお伺いいたします。四つ目は、本市の区の中で、唯一、旧市単独で一つの区となったという位置づけからの考えを浜北区の区長にお伺いいたします。五つ目は、旧市町村のみで区となり、少ない人口と広いエリア、自然や厳しい地域特性の観点からの考えを天竜区の区長にお伺いいたします。

質問の第3は、来年3月に開港する富士山静岡空港の利活用についてであります。

～略～

質問の第4は、施政方針重点戦略5、音楽の都に向けた挑戦への道筋についてであります。

～略～

以上、4項目にわたって質問いたしました。明快かつ前向きな御答弁を期待いたします。(拍手)

◎中区長（太田純司） 私から、御質問の第2番目の区のあり方についての5点目、区長の区に対する思いと課題についてでございますが、まず最初に、本市の中心街を抱える中区からお答えいたします。……略

〔安間雄一東区長登壇〕

◎東区長（安間雄一） 次に、二つ目の郊外部に位置する東区の考え方についてでございますが、東区の将来を見据えた事業戦略の展開には、地域の豊かな自然環境や歴史、文化を掘り起こし、新たな視点をつけ加えて、施策として組み立てていくことが課題であります。……略

〔長山久幸北区長登壇〕

◎北区長（長山久幸） 次に、三つ目の旧浜松市の一部と旧引佐郡3町を合わせて区になりました北区の考え方についてでございますけれども、北区は、三方原、都田、新都田、細江、引佐、三ヶ日の六つの地域の集合体でございます。区の課題である一体感の醸成につきましては、……略

〔市川登喜男浜北区長登壇〕

◎浜北区長（市川登喜男） 次に、四つ目の旧市単独で一つの区となった浜北区の考え方についてでございますけれども、浜北区は、旧浜北市の区域がそのまま区となりましたのでスムーズに移行ができたと考えております。今後の浜北区のあり方につきましては、……略

〔袴田幸郎天竜区長登壇〕

◎天竜区長（袴田幸郎） 次に、五つ目の少ない人口と広いエリア、自然や厳しい地域特性を有する天竜区の考え方についてでございますが、昨年2月5日から3月2日までの間に延べ21回開催いたしました住民説明会のことが思い出されます。天竜区出身でございますが、……略

協議事項6 「議会棟の在り方の見直し」

政令市の庁舎における議会配置状況について

区分	都市名	議会配置	
独立棟	仙台	【議事堂】4階建 ※独立棟（行政棟との連絡通路あり）	1～4階《全床使用》 ※一部行政棟使用 ※控室：1～3階
	千葉	【議会棟】3階建 ※独立棟（行政棟との連絡通路あり）	1～3階《全床使用》 ※控室：2階
	横浜	【市会棟】4階建 ※独立棟に近い構造（行政棟と1階で連絡）	1～4階《全床使用》 ※控室：2～3階
	広島	【議事堂】5階建 ※独立棟（行政棟との連絡通路あり）	1～5階《全床使用》 ※控室：2・3階
	北九州	【議事堂】3階建 ※独立棟	1～3階《全床使用》 ※控室：1階
ワンフロア	京都	【本庁舎】4階建	2階《全床使用》
市庁舎内 フロア専有	札幌	【本庁舎】19階建	16～18階《全床使用》 ※控室：17階
	川崎	【第2庁舎】8階建	5～8階《全床使用》 ※控室：6・7階
	静岡	【本館】4階建 ※行政棟（新館）との連絡通路あり	4階 2～3階《全床使用》 ※控室：2階
	浜松	【本館】8階建	8階 7階《全床使用》 ※控室：7・8階
	名古屋	【東庁舎】8階建 ※本庁舎との連絡通路あり	1～4階《全床使用》 ※控室：3階
	大阪	【市庁舎】9階建	7, 9階 8階《全床使用》 ※控室：8階
	堺	【本館】12階建	10～12階《全床使用》 ※控室：11階
	神戸	【1号館】30階建	25～30階《全床使用》 ※控室：26～28階
行政棟 との併設	さいたま	【低層棟】3階建 【北別館】3階建 ※北別館↔低層棟↔行政棟の連絡通路あり	【低層棟】2～3階 ※控室：2～3階 【北別館】2～3階 ※控室：2階
	新潟	【本庁舎】7階建	4～7階 ※控室：5階
	福岡	【本庁舎】15階建	7～15階 ※控室：10～13階

協議事項12「交渉会派・非交渉会派の在り方の見直し」

交渉団体と非交渉団体の取り扱いについて

	会議	交渉団体	非交渉団体
出席の態様	議会運営委員会	委員	委員外議員 (あらかじめ議長に届け出た代表1人の出席を認める)
	議会運営委員会 運営理事会	理事	オブザーバー
	条例予算・決算特別 委員会 運営理事会	理事	オブザーバー
	調査特別委員会 運営理事会	理事	オブザーバー
	代表者会議	各派代表者	オブザーバー
発言	議会運営委員会	発言可	委員長が必要と認めるときは、当該議員の発言を求めることができる。当該議員から発言の申し出があったときは、委員長は委員の発言終了後許可する。
	代表者会議	発言可	議長が必要と認めたときに、交渉団体の後に許可する。
	議案質疑	一人答弁を含め1時間以内	
	一般質問	会派持ち時間(会派割+個人割)	会派割は、交渉団体の2分の1
	代表質疑	答弁含め120分以内	答弁を含め60分以内
	補足質疑	答弁含め110分以内	答弁を含め55分以内
	条例予算特別委員会 総会質疑	一般質問と同様	一般質問と同様
	決算特別委員会 総会質疑	前半 一般質問と同様	一般質問と同様
	決算特別委員会 総会質疑	後半 答弁含め60分以内	交渉団体と同様
発言順序	質疑、質問	非交渉団体の順については交渉団体の後としている	

就任関係	常任委員会 委員長	交渉団体から選出	×
	常任委員会 副委員長	全会派から選出	
	条例予算特別委員会 委員長	交渉団体から選出	×
	条例予算特別委員会 副委員長	常任委員長が兼ねる	×
	決算特別委員会 委員長	交渉団体から選出	×
	決算特別委員会 副委員長	常任委員長が兼ねる	×
	調査特別委員会 委員長	交渉団体から選出	×
	調査特別委員会 副委員長	交渉団体から選出	×
	協議会役員	交渉団体から選出	×
	監査委員	交渉団体から選出	×
	人権擁護委員	交渉団体から選出	×
	市選挙管理委員会	交渉団体から選出	×
	区選挙管理委員会	全会派から選出	

福岡市議会において議決事件等の拡大を行った例

1 出資法人等の保有する情報の議会への提供等に関する条例<議会への報告を規定>

(1) 概要

平成 16 年当初議会において全会一致で成立。

(2) 条例の内容

出資法人等の締結する高額契約の議会への報告について規定したもの。具体的には次のとおり。

ア、対象となる高額契約

- ①契約金額が 3 億円以上の工事又は製造の請負
- ②契約金額が 4,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については 1 件 1 万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い

イ、報告の内容

契約の目的、契約金額、相手方、契約年月日、履行期限その他の主要な事項

ウ、報告の性質

2 分の 1 以上の出資法人（地方 3 公社を含む）は「義務」、4 分の 1 以上 2 分の 1 未満の出資法人については「努力」。

2 福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例<議決を規定>

(1) 概要

平成 18 年 6 月議会において全会一致で成立。

(2) 内容

市行政に係る重要な計画の策定等について議会の議決又は議会への報告を義務付けるもの。具体的には次のとおり。

ア、「基本計画（区基本計画を含む。）」の策定等

- ・議会の議決

イ、「実施計画」及び「各行政分野における基本的な計画」の策定等

- ・立案過程における所管の常任委員会への報告
- ・策定後の議会への報告